

令達した訓令一覧

令和6年

令達 番号	訓令名
22	杉並区職員服務規程の一部改正

杉並区訓令第 2 2 号

庁中一般 福祉事務所 保健所  
事業所 教育委員会事務局 教  
育機関 選挙管理委員会事務局  
監査委員事務局 農業委員会事  
務局 議会事務局

杉並区職員服務規程（昭和 5 0 年杉並区訓令甲第 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 6 月 1 9 日

杉並区長 岸 本 聡 子

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（利害関係がある者との接触規制）

第 7 条の 2 職員は、区長が別に定める指針に基づき上司が承認した場合を除き、いかなる理由においても、自らの職務に利害関係がある者又は自らの地位等の客観的な事情から事実上影響力を及ぼし得ると考えられる他の職員の職務に利害関係がある者から金品を受領し、又は利益若しくは便宜の供与を受ける行為その他の職務遂行の公平さに対する区民の信頼を損なうおそれのある行為をしてはならない。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。